【排水設備計画確認申請事務の流れ】

排水設備の設置

排水設備計画確認申請書
（様式第1号、条例第5-1条）
*工事着手７日前まで

◎計画排水が水質基準を超過する場合
・グリーストラップ
・ヘアー阻集器
・オイル阻集器
・ランドリー阻集器
・プラスタ阻集器 etc

除外施設の設置
有
無

除外施設設置届出書
（様式第11号、条例第11条）
除外施設管理責任者選任届
（様式第15号）

除外施設工事完了届
（様式第14号、条例第11条）
*工事完了後

排水設備工事完了届
（様式第9号、条例第7-1条）
＊工事完了の日から５日以内

排水設備工事完了検査
◎FAXにて案内（約１ヶ月以内）

仮設トイレ（水洗）使用
有
無

一時使用開始届
（様式第19号、条例第14-5条）
*開始前２日まで

一時使用廃止届
（様式第19号、条例14-5条）
*廃止前２日まで

使用開始届
（様式第17号、条例第13-1条）
＊使用開始前

水道水以外（井戸水、山水）使用で量水器設置
有
無

◎市から借用の場合
（設置約１ヶ月前まで）
◎自己負担の場合
（設置完了後）

量水器設置申請※
（条例第15-2-3条）

使用人数認定申告書※
（様式第20号、条例第15-2-2条

水道水・井戸水・山水への切替
有

下水道使用水変更届※
（様式第18-2号）

届出（特に※印）には、添付書類が必要なものがあります。
ご不明な場合は、事前にお問い合わせください。

南砺市上下水道課下水道工務係・下水道業務係
0763-23-2024

▷条例：南砺市下水道条例